

長崎市上下水道局告示第 34 号

長崎市上下水道局広告掲載基準を次のように定める。

令和 3 年 8 月 20 日

長崎市上下水道事業管理者 野瀬 弘志

長崎市上下水道局広告掲載基準

長崎市上下水道局広告掲載要綱（令和 3 年長崎市上下水道局告示第 1 号）第 3 条の規定により準用した長崎市広告掲載要綱（平成 21 年長崎市告示第 224 号）第 3 条の規定による広告掲載の基準は、長崎市広告掲載基準（平成 21 年長崎市告示第 224 の 2 号）の例による。

附 則

この基準は、告示の日から施行する。